様式第３号

**※下記の文章を確認し、□に✔を入れてください。**

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　殿

公益財団法人東京しごと財団理事長　殿

中小企業人材スキルアップ支援事業実施要綱第5条及びオンラインスキルアップ助成金募集要項第１２の規定に基づく交付申請書の提出を行うに当たり、以下の事項について、いずれも相違ないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、同募集要項第１９（１）の規定により助成金の交付決定の取消しを受けた場合において、同募集要項第１９（２）の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

□　支給申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はないことを誓約します。

□　代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。

　　＊「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

□　知事又は東京しごと財団理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

□　助成を受けようとする全ての職業訓練について、国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もありません。

□　講習先の教育機関は、資本関係のある関連会社等には該当しません。

□ 【**中小企業・小規模企業者のみ記入**】助成を受けようとする全ての職業訓練に要する経費を企業が負担しています。

□ 【**中小企業・小規模企業者のみ記入**】みなし大企業に該当しません。

　　＊「みなし大企業」とは、以下のいずれかに１つでも該当する場合をいいます。

　　　①大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資している場合

②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している場合

③役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

④その他、大企業が実質的に経営を支配する力を有している場合

* 【**非正規雇用労働者が受講者全体の２割以上のみ記入**】

申請した受講者が非正規雇用労働者で間違いないことを確約します。

* 現地確認の依頼その他審査に必要な事項の検査等があった場合は対応することを誓約します。
* 助成金の申請に当たって提出する書類は、全て虚偽がないことを誓約します。
* 令和５年４月から、東京しごと財団への事業移管に伴い、令和５年２月１６日～同年３月１５日に知事及び東京しごと財団理事長宛てに申請した書類一式及び個人情報に関することについて、東京都と東京しごと財団の間で共有することについて同意いたします。
* 本助成金の申請内容、審査内容及び支給決定内容について、東京都と東京しごと財団の間で照会することに同意します。

□**【団体のみ記入】**助成を受けようとする全ての職業訓練に要する経費を団体が負担しています。

□　【**小規模企業者のみ記入**】小規模企業者に該当することを誓約します。

　　　申請日時点で、小規模企業者（中小企業基本法第２条第５項）に該当することに相違ありません。小規模企業者に該当しないことが判明した場合は、助成金交付決定の取消の対象となること、既に助成尾金が交付されている場合には助成金を東京都に返還すること及びその他都が行う一切の措置について異議を申し立てません。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種分類  （１～４のいずれかに〇を付ける） | １　小売業・飲食店　２　卸売業　３　サービス業　４　その他の産業（製造業、建設業　等） |
| 常時使用する従業員数  （労働基準法第20条の規定に基づく  「予め解雇の予告を必要とする者」 | 人 |

令和　　年　　月　　日

企業等の所在地

企業等の名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印